

○ 会議録

会議名	第3回まちづくり推進審議会			
開催年月日	平成27年9月25日			
開催場所	基山町役場 2階会議室 202			
開閉会日時	開会	平成27年9月25日 午後15時		
	閉会	平成27年9月25日 午後17時		
出席者並びに 欠席者 出席7名 欠席2名	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	相澤 直子	出	山本 拓	欠
	梁井 朱美	欠	鳥飼 善治	出
	後藤 信八	出		
	羽根 洋子	出		
	石井 貞好	出		
	福田 一男	出		
	日暮 美圭	出		
会議録署名人	相澤 直子 日暮 美圭 鳥飼 善治			

平成27年度 第3回まちづくり推進審議会議事録  
(要点筆記)

1. 日 時：平成27年9月25日（金） 15時00分～16時30分
2. 場 所：基山町役場2階 202会議室
3. 審議員（出席者：7名、欠席者：2名）  
相澤直子、後藤信八、鳥飼善治、日暮美圭、福田一男、羽根洋子、石井貞好  
梁井朱美、山本 拓（順不同）
4. 傍聴者人数 5名
5. 説明事項  
基山町まちづくり基本条例の見直し作業
  - (1)前回の審議会で必要とされた資料
    - ・町民参加の方法について・これまでに実施された町民参加
    - ・総合計画策定に係る町民参加の比較
  - (2)第2回審議会での条例の問題点等を考慮した関係条例の見直し方向案
6. 報告事項
  - (1)町民提案の受付及び回答の状況
7. その他
  - (1)次回開催日程について

- 【議事録（概要版）】
- 課長の挨拶
- 5. 説明事項
  - 基山町まちづくり基本条例の見直し作業
  - (1)前回の審議会で必要とされた資料
    - 町民参加の方法について
    - これまでに実施された町民参加
    - 総合計画策定に係る町民参加の比較

条例上に参加の手法としては一般的な事は網羅している、実際はどれくらい活用、実践されているのか、これまで行われた計画資料の確認。まちづくり基本条例が出来た前後に大きな変化があるかといえばそうでもない。この条例が出来たのでワークショップや意見交換会が沢山実施されたとは限らない。

町として参加の手法と状況をどう評価しているのか、反省点もあるのか。まちづくり基本条例が出来てからは町民の意見を聞く、どの手法を使うのかの判断をしている。問題は基本条例にある5つの住民の意見を聞く手法の中で、事業や計画などで、どの手法を取り入れたらいいのか、実務的な事は検討していく。

今の総合計画その物に対しての反省はしているのか、その反省が第5次に生かされているのか。第4次の総括をどの時点でするのか、並走しながらの第5次を計画たてている。

策定にあたっては第4次の反省を踏まえた第5次の計画になります。

町民参加は条文上では町長が必要に応じてとありますが、従来の判断はどういった形でされていたのか。

手法は最低2つ以上は取り入れ、組み合わせは現課です。パブリックコメントは最低限と統一されている。

時間をかけ意見を聞きながら方向性を出してもらいたい。最低限の手法も検討できるのであればして欲しい。

今回条例の改正をするのか。条例を受けて実践していくのか。使い方は間違っていないのか。そこを整理しないとまた間違った条例の使い方になるのではないか改めて審議の場を設けたいと思う。

間違った手法の使い方は具体的な事例は何か。町の重要な参加のやり方の問題で町の選択が悪かったのかそこの評価をしないといけない。

この条例が理念条例で実務条例になっていないので住民に浸透していない。大人を対象とした条例ではないか。高齢化になるにつれ子どもの意見も聞く必要がある子どもの権利条例も取り入れた方がよい。

条例の条文を変えるのか、条例を受けての運用実態を正していくのか、条例2条に用語の定義があり、これに子どもが含まれる。

子どもの参加も大事、意見交換会で専門委員会の検討した意見を聞きそれを町民に

聞くのが良いのか悪いのか進め方の工夫をすべきだと思う。

町民提案制度で一般的な捉え方として政策の文言が入るべきで政策にふさわしい提案を審議する。実際は要望が多く、整理して町民提案と呼ぶものに、ふさわし位置付けで検討する。従来の町民提案も引受け、別の手続きとして整理し直す。まちづくり計画策定団体が増加しないのは支援の具体策はあまり明確ではない。財政的な支援が大きな問題となってくると思いますが、別建てで、まちづくり基金の制度がありますがこれは条例では触れられていない、趣旨がまちづくりであれば支援する制度として基金条例の中に入れ中身もある程度整理する。

町民提案と要望を分けることは解りやすい。条例の施行規則でまちおこしを提案し実行している。支援することはいいことですが、基金事業の審査委員会と審議員会の区別、意味合いがわからない。

基金を拠出するのも審議するのか。

推進とあるが審議会なので町の機関の1つなので審査権を与えてよい。

個別事業を審査する事で審議員になったのか、まちづくり計画段階で基金の問題も含めて支援者と協働で取組む事を条例にする。今までまちづくり計画団体には計画作成の支援だけをしていた。今回は一緒にする事はいい事。まちづくりを推進する団体はやりやすい。

提案が担い手としふさわしいのかはここで検討すべきで、監査的な機能は審議会ではできない。額を決めるには内容も審査しなければならない。支援できるかは審議会で検討してもいいのではないか。次の段階は従来の審査会でして頂く。

町民提案制度の見直しで町民提案の要望と意見の取り扱いの処理を分けるとあります。が推進審議会で問題になっている事は報告だけ受ける、推進審議会としては個別の町民提案を審議する事はなく、審議会自体は軽くなりますが9割が要望、町としてどのように安全安心に関わる問題を地域の要望で提案制度とは意味が違う、判別基準はどうするのか。

要望であってもホームページなどで公表している事は評価してもらっている。今までとおり手続き論として公表しまちづくり審議会に上げる段階で振り分ける。

審議会での振り分けの問題ならば審議会だけの問題で条例に但し書きを入れると条例改正なので判別の基準はどうするのか。まちづくり基本条例を替えるのであれば相当な議論が必要だと思う。

町民提案は運用の問題、窓口で判断する。条例上はそこまで替える必要がない。

手法の問題に関してはまちづくり審議会でも議論して頂き、反省をふまえて指摘して頂き反省すべきところは次回に繋げていく。

協働の提案は多々あると思いますが、担当課、ウエブ町長室だけの問題にするだけではなく広く公表しているのか。提案の手続きが違うだけでどう広げていくのか。

ホームページでは公表している。

この場で改善すべき事はなど検証していく。

## 6. 報告事項

(1) 町民提案の受付及び回答の状況

- ・報告事項 町民提案 1 件新図書館に関する安全性の確認

町民提案でしかないのか。他の手法がいのか。

思いつくことは町民提案で、要望、質問は受け付けなければならない。

～ 17時00分閉会～

基山町まちづくり推進審議会条例第6条の規定により、ここに署名する。

平成28年1月8日

会長 (氏名) 相澤直子 

委員 (氏名) 鳥飼善治 

委員 (氏名) 日暮美生 